



くらし・環境

漏水調査を実施します

問 谷和原庁舎上下水道課 (内線5308)

貴重な水資源の有効利用を図るとともに、漏水による道路陥没などの二次災害を防止するため、水道管の漏水調査を実施します。

調査期間中は市が委託した調査員が、腕章・身分証明書を常時携帯しながら作業を行います。調査によっては調査員が量水器付近まで立ち入り、作業を行うことがありますので、ご了承ください。

皆さんのご理解とご協力をお願いします

ます。

▼調査期間 6月14日(月)～令和4年3月18日(金) (土、日、祝日は除く)

▼調査地域 足高、伊丹、大和田、小張、神住新田、上島、神生、山王新田、下平柳、下島、重石衛門新田、城中、戸崎、戸茂、中島、野堀、東栗山、福原、武兵衛新田、狸穴、南太田

▼委託業者 ㈱リクチ漏水調査

☎ 03・3954・9225



くらし・環境

なくそう!ごみの不法投棄

問 谷和原庁舎生活環境課 (内線3306)

市では、不法投棄が懸念される場所のパトロールや、市民の方の通報により、不法投棄物の調査を行ったり、その結果を警察や茨城県に通報するなど不法投棄を抑制する活動を行っています。

不法投棄を防止するためにも、土地の所有者・管理者の皆さんには、安易に土地を提供し、結果として違法行為の手助けをすることにならないよう注意をお願いします。また、日頃より土地の見回りや柵を設置するなど、未然

防止に努めるようお願いします。

不法投棄は、非常に罪が重く、個人の場合「5年以下の懲役、もしくは1千万円以下の罰金」また、法人の場合で悪質なケースは、「3億円以下の罰金」が科されます。

不法投棄している現場を見かけたら、不法投棄110番へ!

☎ 0120・536・380 (平日

午前8時30分～午後5時15分)

※受付時間外は警察まで



くらし・環境

耕作放棄地の再生費用を補助します

問 谷和原庁舎産業経済課 (内線3105)

耕作放棄地は、放置すれば雑草が繁殖して景観を損ねたり、害獣、害虫の住みかになったり、ゴミの不法投棄被害などを招く恐れがあります。

市では、耕作放棄地と判定された農地について、新たに農業者が請け負い、再生利用しようとするものに対して、必要な経費の一部を補助します。

▼補助対象者 対象農地につき、所有権の移転または賃借権もしくは使用

貸借権の設定を受けた者で、再生作業後の農地において5年以上耕作する農業者など

▼補助対象経費 除草、障害物除去、深耕、整地などに要する経費

▼補助率 および限度額 補助対象経費の2分の1以内とし、10a当たり5万円が上限

※補助対象者は、年1回の申請に限り
ます。



くらし・環境

危険なブロック塀の撤去工事を補助

問 谷和原庁舎開発指導課 (内線5402)

市は、危険なブロック塀の倒壊による人的被害を未然に防ぐため、危険なブロック塀の撤去費用の一部補助します。補助の対象となるブロック塀についてはお問い合わせください。

補助金の交付を受けるためには、ブロック塀の撤去工事を始める前に申請が必要です。事前に市開発指導課にご相談ください。

▼申込方法 市開発指導課までご相談ください。

▼申込期間 6月1日(火)～8月31日(火)
▼受付予定件数 5件
▼補助金の額 ①、②のいずれか低い方に3分の2を掛けた額
①撤去に係る費用
②撤去する部分の延長1m当たり1万4千円を掛けた額

※上限10万円

※受付予定件数を超えた場合は先着順

【申込先・お問い合わせ先】

谷和原庁舎開発指導課 開発指導係